第2次いのち支える恵庭市自殺対策計画 概要版

計画策定の趣旨

本市においては、平成28年(2016年)に改正された自殺対策基本法に基づき、平成31年(2019年)3月には「いのち支える恵庭市自殺対策計画」を策定し、より効果的な自殺対策の取組を推進してきました。わが国の自殺者数は、いまだに年間2万人を超える方が自殺によって亡くなっている状況が続いており、引き続き自殺対策が求められる状態に変わりありません。

第2次いのち支える恵庭市自殺対策計画(以下「本計画」という。)では、これまでの取組を評価した上で現状と課題を明らかにし、引き続き、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、市全体で自殺対策をより一層推進するものとします。

計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、恵庭市における実情を勘案して定める自殺対策の計画です。国が定める「第4次自殺総合対策大綱」および北海道が定める「第4期北海道自殺対策行動計画」の趣旨を踏まえて策定するものです。
また、本計画は、「第5期恵庭市総合計画」を基に、「第3次恵庭市健康づくり計画」など関連性の高い他の計画との整合性を図りつつ、SDGsの視点も取り入れたものとします。

計画期間

本計画は、令和7年度(2025年度)から令和15年度(2033年度)までの9年間を計画期間とします。また、国が定める「自殺総合対策大綱」改正を踏まえて見直しを行います。

恵庭市における自殺の現状と課題

⑴自殺者数の推移

年間の自殺者数は9人から26人で推移しており、直近の5か年間である令和元年から令和5年の総数は、67人となっています。女性より男性が多くなっています。

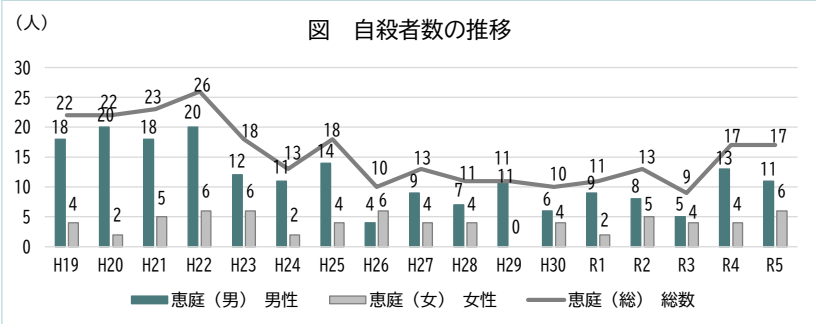

出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

⑵自殺死亡率の推移

令和元年から令和5年の自殺死亡率の平均値は、19.1となり、全国・全道より高い水準となっています。令和4年度からは増加傾向を示しています。

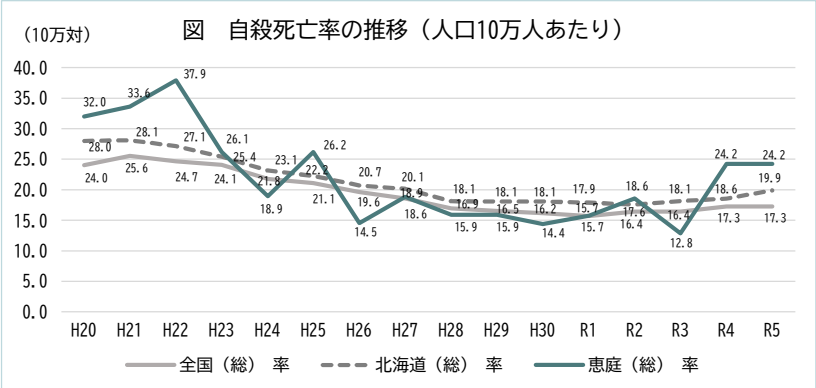

出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

⑶推奨される重点パッケージ

(1)勤務・経営
(2)子ども・若者
(3)高齢者
(4)生活困窮者

地域自殺実態プロファイルによって、本市において重点的に対応が必要な対象群が示されています。

出典:いのち支える自殺対策推進センター地域自殺実態プロファイル 2020～2023 から作成

⑷恵庭市における自殺対策の重点的な課題

以上のことから、本市が重点的に取り組む必要のある課題は次のとおりです。

①勤務問題に関わる自殺対策
②子どもや若者の自殺対策
③高齢者の自殺対策
④困窮者の自殺対策
⑤女性の自殺対策

基本理念

誰もが健康で安全安心に暮らし、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指す

基本方針

⑴ 生きることの包括的な支援として推進する
⑵ 関連施策との有機的な連携による総合的な対策を展開する
⑶ 対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させる
⑷ 実践と啓発を両輪として推進する
⑸ 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働する
⑹ 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

数値目標

	基準値	実績値	目標値
年　度	平成27年	令和5年 （令和元年～令和5年の平均値）	令和15年 （令和11年～令和15年の平均値）
自殺死亡率	18.9	19.1	13.2以下
自殺者数	13人	13人	9人

基本施策

⑴ 地域における自殺対策の取組体制を強化する
⑵ 市民一人ひとりの気付きと見守りを促す
⑶ 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
⑷ こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進する
⑸ 適切な精神保健医療福祉サービスの利用を支援する
⑹ 社会全体の自殺リスクを低下させる
【重点：生活困窮者への支援の充実、高齢者への支援の充実】
⑺ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防止する
⑻ 遺された人への支援を強化する
⑼ 民間団体との連携を強化する
⑽ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する【重点】
⑾ 勤務問題による自殺対策を更に推進する【重点】
⑿ 女性の自殺対策を更に推進する【重点】

評価指標

	基本施策	評価項目	現状 （令和5年度）	目標 （令和15年度）
1	地域における自殺対策の取組体制を強化する	恵庭市自殺対策ネットワーク会議の開催	1回/年	1回以上開催/年
2	市民一人ひとりの気付きと見守りを促す	こころの健康づくり講演会の開催	1回/年	1回以上開催/年
		普及啓発の実施（自殺予防週間、自殺対策強化月間等）	2回/年	2回以上/年
3	自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	ゲートキーパー養成講座の開催	1回開催/年 （通算３回実施）	1回以上開催/年 （通算12回以上実施）
			延 99 人 （平均33人／回）	延 520人 （平均47人／回）
4	こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進する	気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合	10.6%	5.0%
5	適切な精神保健医療福祉サービスの利用を支援する	こころの健康相談に関する関係機関との連携	連携の実施	連携の実施
6	社会全体の自殺リスクを低下させる	重層的支援体制の整備	重層的支援体制整備事業の実施に向けた協議・検討	重層的支援体制整備事業の実施
7	自殺未遂者の再度の自殺企図を防止する	関係機関の連絡会議の開催	1回/年	1回以上/年
8	遺された人への支援を強化する			
9	民間団体との連携を強化する			
10	子ども・若者の自殺対策を更に推進する	児童生徒、家族、教職員の相談体制の確保	スクールカウンセラー2名 スクールソーシャルワーカー3名	維持
11	勤務問題による自殺対策を更に推進する	働く人のメンタルヘルスに関する相談先の周知	2回/年	2回以上/年
12	女性の自殺対策を更に推進する	産婦健康診査の実施率	94.6%	100%

第2次いのち支える恵庭市自殺対策計画　概要版
発　行 ： 令和7年（2025 年）3月
発行者 ： 恵庭市
編　集 ： 恵庭市保健福祉部保健課　　☎0123-25-5700
〒061-1442　恵庭市緑町2丁目1-1（恵庭市保健センター）